

下関市立大学特命教員に関する規則

令和 2 年 6 月 26 日

規則 第 9 号

改正 令和 4 年 10 月 26 日規則第 7 号
令和 8 年 3 月 26 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市立大学（以下「本学」という。）が教育、研究、地域貢献等を推進する上で特に必要と認める者で、給与、勤務等の労働条件について特例の扱いをすることを条件として採用する教員（以下「特命教員」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 特命教員制度は、特命教員が教育、研究、地域貢献等に従事することにより、本学の教育、研究、地域貢献活動等の一層の充実及び活性化に資することを目的とする。

(職名)

第 3 条 特命教員の職名は、特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教及び特命助手とする。

2 特命教員については、学長の定めるところにより、特別招聘、招聘等の名称、プロジェクトの名称等を職名に付することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、特命教授（採用予定者を含む。）が、次に掲げる要件のうち 2 つ以上を満たす場合の職名は、終身教授とすることができる。

(1) 研究分野において、Google Scholar 基準で「引用回数 1,000 回以上」又は「h 指数 10 以上かつ i10 指数 15 以上」を有し、世界水準の研究業績があると認められること。

(2) 教育分野において、博士後期課程の研究指導教員（D マル合）の資格を有し、本学において修士課程若しくは博士課程の研究指導の実績がある、又は将来的にその予定があること。

(3) 本学の運営及び発展において、本学の学長又は副学長（4 年以上）を歴任する等、顕著な実績があること。

(資格)

第 4 条 特命教員となることのできる者は、下関市立大学教員採用選考規程（令和 2 年規程第 4 5 号）第 4 条から第 6 条の 3 までの規定に準ずるものとする。

(就業規則の一部適用)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、特命教員の就業に関し必要な事項は、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 1 9 年規則第 4 号）の適用を受け

る職員とみなし、同規則の規定（同規則第2条、第6条、第47条から第68条の3まで及び第92条の規定を除く。）及びこれに基づく諸規程等を適用するものとする。

（選考及び採用方法）

第6条 学長は、特命教員を採用する必要があると認め、その採用候補者を決定した場合は、理事会に当該採用候補者の採用について承認を求める。

2 学長は、理事会に承認されたときは、理事長に当該採用を申し出る。

3 理事長は、前項の規定による学長からの申出がなされたときは、当該採用を行うものとする。

4 学長は、第1項の規定による採用の決定をする際に、教員人事評価委員会に資格及び業績の審査を付託することができる。

（選考基準）

第7条 特命教員の選考は、別に定める教員採用業績評価基準又は実務家教員採用業績評価基準に基づいて行うものとする。

（雇用期間）

第8条 特命教員の雇用期間は、学長の申出に基づき3年を超えない範囲で、個別に理事長が定める。

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項の規定による雇用期間終了後、更に2年を限度として更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、満65歳を超えて採用された特命教員の更新の限度について、学長が特に必要と認めた場合は、満75歳を上限としてこれを更新することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、終身教授の任期の更新については、制限を設けない。

（期間の定めのない雇用となった特命教員の定年退職の日）

第9条 期間の定めのない雇用となった特命教員（終身教授を除く。）の定年は、満75歳とし、定年に達した日以降最初の3月31日をもって退職とする。

（給与）

第10条 特命教員の給与は、基本年俸及び各種手当とし次の各号のとおりとする。

(1) 特命教員の基本年俸は、職務内容、経験、能力等を勘案し、予算の範囲内で、理事長がこれを決定する。

(2) 前項の規定による基本年俸は、原則として1年ごとに改定することができる。

(3) 基本年俸は、その12分の1の額を給料として毎月支給する。

(4) 各種手当は、公立大学法人下関市立大学職員の給与に関する規程（平成19年規程第34号。以下「給与規程」という。）に定める管理職手当、入試関連業務手

当、大学院研究科担当手当、専門委員手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。

2 特命教員の給与の支給等に関する事項については、給与規程の規定を適用する。
(退職手当)

第11条 特命教員には、退職手当は支給しない。
(その他)

第12条 この規則により難い場合は、その都度別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月26日から施行する。
(新学部等の設置に伴う特例)

2 新たに学部又は研究科を設置することに伴い採用する特命教員の雇用期間については、第8条及び第9条の規定にかかわらず、当該新たに設置する学部又は研究科の完成年度の末日までとする。

附 則 (令和4年10月26日規則第7号)

この規則は、令和4年10月26日から施行する。

附 則 (令和8年3月26日規則第4号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。